

生活に困ったときは
まずご相談ください

～憲法 25 条でああなたの生存権が保障されています～

生活保護 Q & A

豊島区

Q1 生活保護はどんな制度ですか？

A1 全ての国民が健康で文化的な最低限度の生活ができるよう、国が保障する制度です。

日本国憲法第 25 条で「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定められています。これを「生存権」といい、基本的人権のひとつです。生活保護は、病気や高齢、働き手の死亡、失業など様々な事情で生活に困ったとき、そのたりないところをおぎない、自分の力や他の方法で生活できるように援助をする制度です。

Q2 保護を受けられるのはどういうとき？

A2 国が定める基準額よりあなたの世帯の収入が少ないときです。

基準によって計算された「最低生活費」と保護を受けようとする方の世帯のすべての収入をくらべて収入が最低生活費を下まわる場合にその不足分が支給されます。

保護が受けられる場合

収 入	保 護 費
最低生活費	

保護が受けられない場合

収 入

例) 夫68歳(病気で働けない)妻62歳(パート勤め)家賃53,500円のアパートに住んでいて年金収入のある2人家族の場合は、下表のようになります。

生活保護基準額	生活扶助(飲食物費、被服費)	72,200 (36,100×2)
	生活扶助(光熱費、家具什器費)	48,070
	住宅扶助(家賃) ※	53,500
	合計① (最低生活費)	173,770
世帯の収入	年金収入	44,600
	パート収入 (実収入－勤労者控除)	51,340 (70,000－18,660)
	合計② (収入)	95,940
生活保護支給額	①最低生活費 － ②収入	77,830

※家賃には限度額があります。

平成20年度基準額

Q3 保護を受けるにあたってしなければならないことはありますか？

A3 今の生活をささえるための努力をしてください。

保険の解約金や貯金などを生活費にあててください。また親族から援助を受けられる方は受けるようにし、働ける人は能力に応じて働いてください。年金や手当等を受けられる方は、受けてください。(手当等については、豊島区役所発行の「豊島区くらしのガイド」をご参照ください。)

Q4 どこに相談すればいいのですか？

A4 生活福祉課または、お近くの民生委員にご相談ください。

生活に困ったらまず生活福祉課または、お近くの民生委員をお訪ねください。病気などでどうしても来られない方は電話や手紙でご連絡ください。生活福祉課の職員、民生委員がお宅を訪問してお話をうかがいます。困っているご本人にかわって、身近な方が相談することもできます。
地域の民生委員をお知りになりたい方は、生活福祉課または管理調整課へおたずねください。

豊島区役所 管理調整課
Tel3981-1111 内線6414

～生活保護こんなときどうなる?～

Q5 家賃が高いので、生活に困っています。家賃分だけ生活保護で支給されないでしょうか?

Q6 家族の一人が入院して医療費がかさむので困っています。医療費だけ生活保護で支給されないでしょうか?

A5,6 医療費や住宅費だけをとりあげて、これらの費用が多額だというだけでは、保護の対象になりません。

[A2]でおこたえしたように、国の基準による最低生活費と収入とを比較して、保護は決まります。なお、医療費については国民健康保険の減免制度や各種の医療費助成制度があります。

Q7 私は身寄りもなく、自分のお葬式のために貯めた50万円には手をつけたくありません。しかし収入はなく、とても困っています。

A7 保護を受けるためには貯金はまず、今の生活費にあてていただきます。葬祭費は生活保護で保障されています。

Q8 高価なものを持っていると、保護は受けられないと聞いていますが、どの程度だとだめなのでしょう?

A8 定期預金や貯蓄的な性格の保険など容易に現金化できるものは中途解約して生活費にあてていただきます。その他宝石類など日常生活に不要なもので、売ればお金になるものは、金額の多少に関係なく処分していただくのが原則です。ともあれこのような場合は、ご相談ください。

Q9 生活保護を受けていても子どもを高校や大学に進学させることができますか?

A9 高校に進学する場合には、公立高校における所要額を目安に生活保護で高校就学費用が給付され、生活保護を受けながら高校に行くことができます。大学に進学する場合には日本育英会などの公的な就学資金の貸付けを受けて進学することを条件として行くことはできますが、その子どもは生活保護を受けることはできません。

Q10 自分名義の家に住んでいます。売却しないと保護は受けられませんか？

A10 今住んでいる家や土地が、住まいとして使うより売却した方が価値がある場合は、売却していただきます。ただし、売却したら保護費を返すという条件で、当面生活保護が受けられる場合もあります。

なお、65歳以上の方で世帯が保護を要する状態にあり、その家や土地が一定の資産価値を有する場合は、売却するほか、要保護世帯向け長期生活支援資金を利用することができます。

Q11 生命保険に加入していますが、申告が必要でしょうか？

A11 生命保険も資産となりますので申告してください。解約をもとめられる場合があります。

Q12 成人した息子がいますが、幼い頃に別れたまま仕送りもしてやりませんでした。いまさら「面倒をみてくれ」とはいえませんが。

A12 このような場合には実情に応じて扶養調査は行いますが、無理に扶養を求めるといったことはありません。(基本的には、生活保護法では民法上の扶養義務者がいるときは、その扶養を優先させることになっています。)

Q13 介護保険との関係はどうなりますか？

A13 生活保護を受けても、介護保険制度は適用されます。ただし、介護サービス費利用者負担分と介護保険料は、生活保護で支給されます。(年金から介護保険料が天引きされる場合は、天引き後の金額で収入認定されます。)

生活にお困りの方はえんりよなくご相談を。
秘密はかたくまもります。

●ご相談窓口●

保健福祉部生活福祉課（本庁舎1F）Tel 3981-1111
〒170-8422 豊島区東池袋1-18-1 Fax 3981-4849

豊島区役所所在地

JR池袋駅下車東口から徒歩5分

地下鉄有楽町線池袋駅下車東口から徒歩5分

地下鉄丸の内線池袋駅下車東口から徒歩5分

